

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項
第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 1 月 1 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

特定非営利活動法人に対する寄附金税額控除の対象期間の更新に伴う改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 19 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 12 月 26 日専決

海老名市長 内 野 優

記

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定
非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動
法人等を定める条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成30年1月1日から平成34年12月31日まで」を「令和5年1月
1日から令和9年12月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表の規定は、令和4年12月31日以前に同表に規定する特定非営利
活動法人WE21ジャパン海老名に対して寄附金を支出した場合について、なおそ
の効力を有する。